

埼玉県公安委員会規程第2号

埼玉県公安委員会公印規程を次のように定める。

昭和36年9月21日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)において公文書に使用する公印(以下「公印」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種別及び制式)

第2条 公印の種別及び制式は、別表1のとおりとする。

(公印の保管等)

第3条 公印の保管責任者、保管個数及び使用区分は、別表2のとおりとする。

(公印の登録)

第4条 公印は、全て別表3の公印登録簿にその印影を登録しなければならない。

2 前項の公印登録簿は、総務部総務課において保管するものとする。

(公印の取扱等)

第5条 公印の保管責任者は、公印の保管使用等について、部下職員を指揮監督し、公印の適正な取扱いを図らなければならない。

2 保管責任者は、必要があるときは、公印の取扱者を定めることができる。

3 取扱者は、保管責任者の指揮を受けて公印の取扱いを行い、保管責任者に対して責任を負うものとする。

(公印の使用)

第6条 公印の使用は、次の各号によるものとする。

(1) 第2条に定める第1号印及び第2号印は、決裁を経た原議を総務部総務課長(以下「総務課長」という。)に呈示して押印を受けるものとする。

(2) 前号以外の公印は、保管責任者又は取扱者が押印するものとする。

(印影の印刷)

第6条の2 公印の印影又はその縮小したものを印刷しようとするときは、様式1により

公安委員会の承認を受けなければならない。

- 2 印影を印刷した用紙は、厳重に保管し、不用となったときは、当該用紙を破砕、溶解、焼却等他に不正な利用をされない方法により処分しなければならない。

(公印の新調、改刻、廃止)

第7条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止する必要があると認めるときは、様式2により総務課長を経由し公安委員会に申請しなければならない。

(公印の廃棄)

第8条 総務課長は、改刻、廃止等によって使用しなくなった公印については、登録を取消すとともに、公印登録簿に必要な事項を記入し、廃棄処分に付するものとする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日〔昭和36.9.21〕から施行する。
- 2 この規程施行の際、別表1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、この規程により定められたものとみなす。

附 則 (昭和37年6月13日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則 (昭和38年5月29日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則 (昭和39年7月30日公安委員会規程第3号)

- 1 この規程は、昭和39年8月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、別表1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは、当分の間これを使用することができる。

附 則 (昭和39年9月2日公安委員会規程第4号)

この規程は、昭和39年9月6日から施行する。

附 則 (昭和40年11月10日公案委員会規程第5号)

- 1 この規程は、昭和40年11月25日から施行する。
- 2 この規程施行の際、別表1に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附 則 (昭和41年10月12日公安委員会規程第2号)

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則 （昭和42年 2月22日公安委員会規程第 2号）

- 1 この規程は、昭和42年 3月 1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、別表 1 に定める公印に相当するもので現に使用中のものは当分の間これを使用することができる。

附 則 （昭和43年 4月17日公安委員会規程第 1号）

この規程は、公布の日〔昭和43 . 4 . 17〕から施行し、昭和43年 4月 1日から適用する。

附 則 （昭和44年 3月 8日公安委員会規程第 1号）

この規程は、昭和44年 3月 8日から施行する。

附 則 （昭和44年 7月 9日公安委員会規程第 2号）

この規程は、昭和44年 7月 9日から施行する。

附 則 （昭和45年 3月18日公安委員会規程第 1号）

この規程は、昭和45年 4月 1日から施行する。

附 則 （昭和45年 7月 8日公安委員会規程第 3号）

この規程は、昭和45年 7月10日から施行する。

附 則 （昭和46年 7月14日公安委員会規程第 1号）

この規程は、昭和46年 8月 1日から施行する。

附 則 （昭和47年11月 1日公安委員会規程第 4号）

この規程は、昭和47年11月 1日から施行する。

附 則 （昭和48年 5月23日公安委員会規程第 1号）

この規程は、昭和48年 5月23日から施行する。

附 則 （昭和48年 5月23日公安委員会規程第 2号）

この規程は、昭和48年10月 1日から施行する。

附 則 （昭和51年 3月30日公安委員会規程第 1号）

この規程は、昭和 5 1年 4月 1日から施行する。

附 則 （昭和60年 3月 6日公安委員会規程第 2号）

この規程は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則 （昭和61年10月 1日公安委員会規程第 2号）

この規程は、昭和61年11月 1日から施行する。

附 則 （昭和62年 3月11日公安委員会規程第 1号抄）

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 （昭和62年4月15日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則 （昭和63年3月28日公安委員会規程第1号）

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 （昭和63年12月7日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則 （平成元年10月2日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成元年10月2日から施行する。

附 則 （平成2年8月22日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 （平成3年9月25日公安委員会規程第5号）

この規程は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 （平成4年3月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年6月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 （平成5年7月30日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 （平成5年12月22日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 （平成6年4月27日公安委員会規程第3号抄）

1 この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 （平成6年10月28日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 （平成7年3月17日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年10月18日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成7年10月18日から施行する。

附 則 （平成 9 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 3 月 28 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 8 月 15 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成 12 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 1 月 25 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 25 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則 （平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 9 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 6 月 25 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 7 月 10 日公安委員会規程第 13 号）

この規程は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 4 月 23 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 4 月 28 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 17 年 3 月 16 日公安委員会規程第 2 号）

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程による改正後の埼玉県公安委員会公印規程別表 2 の 7 号印の部交通部駐車対策課長の項使用区分の欄中「道路交通法」とあるのは、平成 17 年 4 月 1 日から道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は「道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）第 3 条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則 （平成 17 年 9 月 27 日公安委員会規程第 10 号）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成17年11月30日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則 （平成17年11月30日公安委員会規程第13号）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 （平成18年5月26日公安委員会規程第17号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 （平成19年5月30日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 （平成19年9月25日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 （平成20年2月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月25日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成20年9月30日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月24日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年3月27日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年3月31日公安委員会規程第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年12月9日公安委員会規程第16号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 （平成28年6月15日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 （平成28年9月14日公安委員会規程第11号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 （平成29年2月22日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成29年2月22日から施行する。

附 則 （平成30年3月20日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年9月9日公安委員会規程第6号）

この規程は、令和元年9月9日から施行する。

附 則 （令和2年5月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

【様式別表省略】